## アカデミアの求められた変容: 日本の大学は特異点か?

シンポジウム:国立大学法人法施行から10年 一大学改革とイノベーションへの貢献一

上山隆大 2013.10.12 慶應義塾大学 湘南藤沢キャンパス 総合政策学部

## 日本における国立大学改革の不運

- 産業構造改革と大学改革の同時並行性
  - 高度知識基盤社会の実験場としての研究大学への期待
  - アカデミアの意識と社会の意識のずれへの無関心
- 一連の国立大学法人改革
  - 国立大学法人化の閣議決定:2002年11月
  - 国立大学法人化等6法の可決:2003年7月
  - 国立大学法人への移行:2004年4月
- 知識基盤型産業転換の政策
  - 1998年 大学等技術移転法(承認 TLO)
  - 1999年 産業活性化特別措置法(日本版バイ・ドール法)
  - 2002~2006年度
    - ○第一期知的クラスター創成事業
  - 2003~2007年度
    - 大学知的財産本部整備事業

## 日本のアカデミアは文化的特異点か?

- アメリカにおける文脈との類似性
  - 戦後からの科学研究・高等教育への潤沢な公的資金
  - 1968年から74年、連邦政府の科学予算が20%の下落。基礎研究 のみでは13%の下落
  - 民間部門を巻き込んだ国家戦略としての高等教育政策へ
- o Managerial revolution in university: 1970年代
- o 最初の OTL (Stanford, Niels Reimers): 1969年
- Uniformed Act(大学基金の投資):1973年
- o Derek Bok (Harvard U.) の嘆き (1977)
  - 研究者は多くの研究資金申請に追われている
  - 極度に詳細なプロジェクト/変更への行政当局からの承認
  - 研究事務の仕事が研究者の時間の20%以上を奪っている
  - ターゲットが狭く明確なプロジェクトしか選別されない
  - 研究環境の悪化が若い研究者をアカデミックから遠ざけている
- バイ・ドール法(1980)
  - Dept. of Health, Education, and Welfare 内の懸念
  - 研究大学の積極的なロビー活動

## 必要とされるアカデミック・ガバナンスの進展

- 急務のマネジメント改革
  - Office of President の役割の強化
  - Multi-purpose の大学経営の難しさ
  - プロボスト的アドミニストレーターの必要
  - 「知識のマネジメント」という戦略
  - 大学の財務基盤をアカデミアの精神から語る姿勢
- より高次のAcademic Governance という視座
  - 国立大学法人法の出資制限緩和
  - ベンチャー支援ファンド(子会社):大学発ベンチャー
  - アメリカにおける経験:真の意味でのガバナンス議論
  - Social Responsibility of Investmentの議論(1980年代)
  - サリバン原則→アパルトヘイトに関係する企業への投資制限